九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市東町26―29―４Ｆ

５　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

標準時の調整の公表について

平成11年郵政省告示第382号第７項第２号による標準時の調整を、下記のとおり平成24年７月１日に実施するので公表する。

平成24年４月18日　総務大臣　川端　達夫

記

標準電波の通報する標準時は、平成24年７月１日午前９時00分00秒の直前に協定世界時と同期して１秒のステップ調整（１秒の挿入）を行い、当該秒信号及び当該秒信号の前後の秒信号の現示する時刻を、次のとおり呼称する。

平成24年７月１日　08時59分59秒

平成24年７月１日　08時59分60秒

平成24年７月１日　09時00分00秒

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人中野久利は願により公証人を免ぜられた。

岡久幸治は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中野久利の後任を命ぜられた。（以上四月十日）（法務省）

公　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中野久利の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成24年４月18日　東京法務局

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第２号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲載した。

登録番号　島根県採掘権登録第54号

鉱業権者　広島市東区尾長東二丁目６番34号　株式会社立地

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

⑵　処分の日　平成24年３月21日

平成24年４月18日　中国経済産業局長

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月18日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　尾﨑　博美　一級建築士　第109692号

３　処分の内容　業務停止７月

４　処分の原因となった事実　京都府内の戸建住宅（１物件）について、設計者として、Oz建築研究室（奈良県）の業務に関し、建築基準法第58条の規定に違反する設計（当該建築物は相楽都市計画高度地区（精華町決定）によれば、第一種高度地区にあり、建築物の高さの最高限度として、「建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。」にもかかわらず、適合しない設計）を行った。

また、京都府及び奈良県内の戸建住宅（４物件）について、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月18日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　荒谷由起夫　一級建築士　第205447号

３　処分の内容　業務停止６月

４　処分の原因となった事実　神奈川県内の共同住宅（１物件）について、㈲荒谷建築設計事務所（神奈川県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（耐力壁の構造計算で全体崩壊形に達する場合のせん断力の1.5倍の耐力確保がされていないなど許容応力度等計算の条件を満たさない設計）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月18日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　趙　　日善（奈村　日善）　一級建築士　第223274号

３　処分の内容　業務停止３月

４　処分の原因となった事実　広島県内の介護老人保健施設（１物件）について、㈱ＥＮＥＰＬＡＮＥ（広島県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（梁の許容応力度の不足する設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月18日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小村　敏夫　一級建築士　第196026号

３　処分の内容　業務停止１月

４　処分の原因となった事実　兵庫県内の住宅（１物件）について、一級建築士事務所㈲未来工房（兵庫県）の業務に関し、独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者として、住宅金融支援機構の技術基準について不適合があったにもかかわらず適合証明書を発行した。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第３０１９６号

仙台市青葉区国分町３丁目１番２号

申立人　杜の都信用金庫

本籍仙台市太白区羽黒台５番地の475、最後の住所仙台市太白区羽黒台７番14号、死亡の場所仙台市太白区、死亡年月日平成22年５月24日、出生の場所仙台市、出生年月日昭和29年１月８日、職業会社役員

被相続人　亡　澤口　育男

事務所仙台市青葉区国分町１丁目３―20肴町ビル２階　仙台中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　大輔

仙台家庭裁判所